○国土交通省告示第七百六十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

押岡川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

高知県須崎市押岡

字安谷　一六六二番及び一六六三番

一六六五番及び一六六六番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

高知県須崎市押岡

字大畑　四六六番六地先道路敷　一号

四六七番一地先道路敷　二号

四七〇番地先道路敷　三号及び四号

四七一番　五号及び二十三号

四七二番一　六号、七号及び二十二号

四七〇番　二十四号及び二十五号

四六六番三　二十六号

字安谷　一六六七番一　八号、十三号から十五号まで、二十号及び二十一号

一六六一番一　九号から十一号まで

一六六三番　十二号

一六六八番　十六号から十九号まで

○国土交通省告示第七百六十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年八月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

尾崎西川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

香川県高松市中間町

字南井手上　一五七九番一三　一号

一五七九番一六　二号

一五七六番二四　三号

一五七六番一　四号から六号まで

一五八一番一　七号から十号まで

一一二四番三　十一号

一五七六番四七　十二号

○国土交通省告示第七百六十六号

独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）第十三条第二項及び第三項（同令附則第十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第七百七十二号（独立行政法人都市再生機構法施行令の規定に基づき、独立行政法人都市再生機構法の規定による支払金の支払期間、据置期間及び利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

本則の表利率欄中「〇・八パーセント」を「〇・七パーセント」に改める。

附則第三項の表一の項及び三のイの項利率欄中「一・〇パーセント」を「〇・九パーセント」に改める。

附　則

この告示による改正後の規定は、独立行政法人都市再生機構が平成二十六年七月十一日以降に締結した独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号。以下「法」という。）第二十二条第四項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第百一条の十五第一項及び被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第二十二条第二項において準用する場合を含む。）及び法附則第二十二条第二項の規定による支払金に係る契約（以下単に「契約」という。）から適用し、独立行政法人都市再生機構が同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第七百六十七号

次の信号符字を点附したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年八月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	点附年月日
7JRJ	142146	CAPE SAMPAGITTA	平成26. 6. 25
7JSD	142221	FRONTIER HARVEST	26. 6. 23
7JSI	142224	雷神	26. 6. 16
JD3655	142130	柳都丸	26. 6. 17
JD3672	142156	第七陽周丸	26. 6. 17
JD3675	142162	第二十七徳栄丸	26. 6. 30
JD3684	142171	第十一和光丸	26. 6. 16
JD3686	142174	第一喜入丸	26. 6. 23
JD3689	142178	パシフィックドリーム	26. 6. 19
JD3694	142183	上鷹丸	26. 6. 5
JD3697	142186	第一たかほこ丸	26. 6. 24
JD3698	142187	第二たかほこ丸	26. 6. 24
JD3708	142200	第六雄豊丸	26. 6. 13
JD3709	142201	博洋丸	26. 6. 13
JD3710	142202	第八徳春丸	26. 6. 19
JD3713	142208	第十二松山丸	26. 6. 27
JD3719	142218	ひろしま	26. 6. 16
JD3727	142230	福祥丸	26. 6. 16
JD3731	142234	第五旭丸	26. 6. 9

○国土交通省告示第七百六十八号

次の信号符字を取り消したので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第十九条の規定により告示する。

平成二十六年八月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

信号符字	船舶番号	船名	取消年月日
7KJQ	115252	青い海	平成26. 6. 2
JEQK	127924	第五十三栄宝丸	26. 6. 26
JESS	129961	海豊丸	26. 6. 16
JFNF	137188	日章丸	26. 6. 3
JIUY	128399	興成丸	26. 6. 16
JJLP	82723	伸和丸	26. 6. 6
JG3552	119124	まきぐも	26. 6. 2
JG4126	123717	なごづき	26. 6. 26
JG4128	123719	やえづき	26. 6. 26
JG4849	130281	第二十一三栄丸	26. 6. 12
JG4999	132787	聖幸丸	26. 6. 12
JH3313	133220	光隆丸	26. 6. 6
JI3156	126452	大陽丸	26. 6. 13
JI3387	128780	栄勢丸	26. 6. 24
JJ2730	112491	第八たけ丸	26. 6. 17
JJ3459	125359	第八あさひ丸	26. 6. 30
JJ3626	131832	第拾五神力丸	26. 6. 26
JK5069	132494	びんご丸	26. 6. 9
JK5345	136133	レインボー2	26. 6. 24
JK5457	134771	吉祥丸	26. 6. 10
JK5463	134779	さかえ丸2	26. 6. 16
JL5523	129017	第一光輝丸	26. 6. 9
JL5819	131477	興生	26. 6. 6
JL6158	133021	あかつき2	26. 6. 17
JM3551	114779	第九おおとり丸	26. 6. 3
JM3958	118223	松豊丸	26. 6. 16
JM5736	130394	フェリーさくら	26. 6. 17
JM6039	132701	第十八長門丸	26. 6. 12
JM6197	133536	せつ丸	26. 6. 20
JM6428	134522	三十五号喜福丸	26. 6. 25

○国土交通省告示第七百六十九号

次の船舶国籍証書は無効となったので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年八月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
A06211012	平成18. 6. 29	98267	つばめ丸

○国土交通省告示第七百七十号

次の船舶国籍証書を無効としたので、船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）第四十一条第二項の規定により告示する。

平成二十六年八月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

証書番号	証書の交付日	船舶番号	船名
5616	平成8. 5. 15	133287	きぬうら
A12191801	1	24. 7. 17	134522	三十五号喜福丸